

様式44

令和 4年 8月 26日

三重県知事 あて

医療法人の住所
伊勢市藤里町671-5

医療法人の名称
(医)齋田耳鼻咽喉科

理事長名
齋田 哲

電話
(0596) 24 - 1110

決 算 届

令和 3年 6月 1日から令和 4年 5月 31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式1

事業報告書

(自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 齋田耳鼻咽喉科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市藤里町字丸山前671番地5
- (3) 設立認可年月日 平成 6年 2月 28日
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 3月 3日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 齋田耳鼻咽喉科	三重県伊勢市藤里町字丸山前 671番地5	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 7月 26日 令和 2年度決算の決定

令和 3年度役員報酬据置の決定

令和 4年 5月 25日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 齋田耳鼻咽喉科
 所在地 三重県伊勢市藤里町671-5

※医療法人整理番号 0172

財 産 目 録
 (令和 4年 5月 31日現在)

1. 資 産 額 8,954 千円
 2. 負 債 額 42,587 千円
 3. 純 資 産 額 △ 33,633 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	8,234
B 固 定 資 産	720
C 資 産 合 計 (A + B)	8,954
D 負 債 合 計	42,587
E 純 資 産 (C - D)	△ 33,633

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 斎田耳鼻咽喉科
 所在地 三重県伊勢市藤里町671-5

※医療法人整理番号 0172

貸借対照表
 (令和 4年 5月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	8,234	I 流動負債	530
II 固定資産	720	II 固定負債	42,056
1 有形固定資産	403	負債合計	42,587
2 無形固定資産	216	純資産の部	
3 その他の資産	100	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 当期末処分利益	△ 43,633
		純資産合計	△ 33,633
資産合計	8,954	負債・純資産合計	8,954

様式4-2

法人名 医療法人 斎田耳鼻咽喉科
 所在地 三重県伊勢市藤里町671-5

※医療法人整理番号 0172

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	16,265
2 事業費用	19,574
本来業務事業利益	△ 3,309
事業 利益 ^{損失}	△ 3,309
II 事業外収益	5,875
III 事業外費用	563
経常利益	2,003
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	2,003
法人税等	93
当期純利益	1,910

様式6

監事監査報告書

医療法人 齋田耳鼻咽喉科

理事長 齋田 哲 殿

私は、医療法人 齋田耳鼻咽喉科 の令和 3会計年度(令和 3年6月1日から令和 4年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 7月 7日

医療法人 齋田耳鼻咽喉科

監 事 齋 田 晃